



# バーゼル委市中協議文書 レバレッジ比率規制の概要

2010年1月

金融庁 / 日本銀行

# 規制の背景・位置付け

## 背景

- ・ 今般の金融危機において、過度にレバレッジを拡大させていた金融機関が急速にレバレッジを解消させるプロセスを進めたため、資産価格の下落を通じて金融システムに損失が拡大し、危機が悪化する要因となった。
- ・ 他方、このような金融機関のリスクベースの自己資本比率(バーゼル )は、十分な水準が維持されていた。



- ・ 2009年4月のG20ロンドン・サミットにおいて、銀行システムにおけるレバレッジの拡大を抑制することに資する、簡素で透明性が高く、リスク・ベースでない指標によって、バーゼル を補完することに合意。

## 規制の位置付け

- ・ 当面は各国の柔軟な運用を認める形で導入する方向(「第1の柱の下での取扱いへの移行を視野に入れつつ」)。
- ・ レバレッジ比率の水準や算出に必要なデータは、第3の柱の下で開示。

# 指標の概要

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{資本 (Tier1 又は 普通株式等)}}{\text{BS上の総資産} + \text{オフバランス項目 等}} \quad ? \%$$

(参考)

- ・ 水準調整 (calibration) は、影響度調査の上、2010年末までに行う。
- ・ 簡素さや透明性の観点から、総資産は基本的に会計上の計数を利用。但し、重要な会計上の差異は調整。  
(例: デリバティブは、債権・債務を相殺(ネッティング)しないベースか、バーゼル 上の相殺を適用した計数を利用)
- ・ オフバランス項目 (コミットメント、債務保証、信用状等) は、レバレッジを拡大させる重要な要素であり、保守的な一律の掛目 (CCF: 100%) を適用して計上。
- ・ 流動資産 (現金、国債等 ) について、流動性規制との相互作用を含めた影響度調査の結果を踏まえて、その取扱いを検討。

影響度調査の対象となる「流動資産」は、流動性規制における定義を用いる。

# 提案 (基本提案、代替案) の概要

		基本提案 (Baseline proposal)	代替案 (Additional option for impact assessment)
資本項目	資本	Tier 1、普通株式等	規制資本全体
	総資産の計測	会計上の計数 (引当や評価調整をネットしたベース)	-
	流動資産	総資産に含める	総資産から控除
	オフバランス項目、クレジット・デリバティブ	オフバランス項目は、一律の掛目 (CCF: 100%) を適用して計上 クレジット・デリバティブ (プロテクションの売り) は、想定元本で計上	「無条件で取り消し可能なコミットメント」は掛目を低くする。または、バーゼル 標準的手法の掛目を利用
	信用リスク削減効果	適用せず	-
資産項目 (エクスポージャー)	資本の控除項目	総資産から控除	-
	証券化商品 (オリジネーターの場合)	会計上の計数	会計上の計数に加え、オフバランスされた裏付資産も勘案
	デリバティブ (クレジット・デリバティブを除く)	2つの選択肢: 会計上の計数、 カレント・エクスポージャー方式により潜在的なエクスポージャーを勘案	-
		相殺を認めない	バーゼル 上の相殺を認める
レポ取引、証券金融	相殺を認めない	バーゼル 上の相殺を認める	